

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年11月まで

私は、社会保険事務所(当時)に自分の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について保険料の納付が確認できないとの回答を受けた。

しかし、私は、昭和52年3月に市役所窓口で、国民年金法附則第18条に基づく申立期間の特例納付保険料と、沖縄特別措置に係る特例追納保険料をそれぞれの納付書により同時に納付し、その時の領収書としてそれぞれの「発行控」を所持している。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金法附則第18条に基づく特例納付保険料と沖縄特別措置に係る特例追納保険料を昭和52年3月に同時に納付したことを示す市役所の検認スタンプが押された『発行控』を所持している。この控えについて、市役所の当時の事務担当者は「検認スタンプが押された『発行控』は、本来、社会保険事務所で収納すべき特例納付保険料を市町村が領収する場合に本人に交付した預り証である。」と説明しており、加えて、申立人が同時に納付したと主張する沖縄特別措置に係る特例追納保険料は納付済みとなっていることから、申立人は申立期間について国民年金法附則第18条に基づく特例納付保険料も納めていたものとするのが自然である。

また、申立期間の保険料は前述のとおり昭和52年3月に納付されたものと推認され、本来時効により納付できない期間の保険料相当額が納付され、長期間国庫歳入金として扱われていたものと考えられる。

昭和52年3月は特例納付の実施期間中ではないものの、時効により保険料を納付できないことを理由として保険料の納付を認めないのは信義則に反す

るなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 63 年 3 月まで

私は、社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については納付が確認できないとの回答をもらった。

しかし、私の父は「息子(申立人)の国民年金保険料の納付を督促するはがきが届き、昭和 61 年ごろに社会保険事務所の窓口で未納となっていた 3 年分の保険料を一括納付した。」と言っていたので、申立期間の私の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の住所地の町役場が保管する国民年金被保険者名簿等によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 2 月に職権により払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の約半分の期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。また、同被保険者名簿によれば、無年金者となる可能性が高い者に対して行われる市町村の年金指導員の戸別訪問による納付指導が平成 3 年度及び 4 年度に申立人に対して行われた記録が確認できることから、申立人の父が 3 年分の保険料を一括納付したとする主張に整合性は見られない。

加えて、申立人は「昭和 61 年ごろに父親が息子(申立人)の未納となっていた 3 年分の国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、納付時期やどの期間の保険料を納付したのかについては記憶が曖昧である上、父親が保管していた申立人の保険料の領収書の中には、申立期間に係る領収書は無い。

なお、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与していない上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡していることから、当時の納付状況を聴取することができない。

このほか、申立期間について、申立人の父親が申立人の国民年金保険料の納付を行ったことを示す確定申告書、家計簿等の関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月 3 日から 61 年 7 月 18 日まで
(A 事業所)
② 昭和 61 年 8 月 21 日から平成元年 1 月 20 日まで
(B 事業所)

私は、申立期間①においてはA事業所に、申立期間②においてはB事業所にそれぞれ歯科助手として勤めていたが、社会保険事務所(当時)から、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

特に、申立期間②においては、C健康保険組合に加入して出産に伴う分娩費も受給していたことなどもあり、申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によれば、A事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人の申立期間①に係る雇用保険の加入記録は確認できず、申立人は「A事業所を退職した後、失業給付を受けた覚えはない。」としており、加えて、申立人は「申立期間①当時、私は国民健康保険に加入し、世帯主である母親が私の国民健康保険料を納付していたかもしれない。」と述べている。

なお、申立期間①について、当時の事業主及び同僚の連絡先が不明であることから、申立人のA事業所における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

申立期間②について、雇用保険の記録によれば、申立人のB事業所における被保険者資格取得日は昭和62年1月21日、離職日は63年1月20日となっていることが確認できることから、申立人は申立期間②の一部期間において同事業所に勤務していたと認められる。

しかし、B事業所の事業主は「当事業所は昭和56年から健康保険組合に加入しているが、申立期間②の当時は個人事業所であり、厚生年金保険には加入してなかった。」と回答している上、オンライン記録によれば、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成8年6月1日であり、申立期間②は適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。